



石川県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

一般社団法人 石川被害者 サポートセンターだより

Vol. **32**
2012.3.15

Ishikawa Victim Support Center

事務局 〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎2階 TEL 076-226-7831 FAX 076-226-7832

巻頭言

金沢弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
弁護士法人出口法律事務所 弁護士
出口 勲



～ 性犯罪の被害者と刑事裁判をめぐる近時の動向 ～

最高裁判所は、平成21年4月14日、満員電車内の痴漢（強制わいせつ）事件について、被告人を懲役1年10月とする1審・2審の実刑判決を破棄して無罪を言い渡し、平成23年7月25日、駅前の歩道上で「ついて来ないと殺すぞ。」などと語気鋭く申し向けてマンションの階段踊り場にて姦淫したとされる強姦事件について、被告人を懲役4年とする1審・2審の実刑判決を破棄して無罪を言い渡しました。

両事件ともに、被告人と犯行を結びつける証拠が被害者の供述だけという、客観的証拠がない事案で、最高裁判所は「被害者の供述が信用できるかの判断は、特に慎重に行う必要がある。」との考え方を示し、被害者のいくつかの供述に不自然な部分があるとして、その信用性に疑いをいれていますが、平成21年の判決は、満員電車内の痴漢事件では、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではないという特質があり、被告人は当時60歳であったが、前科・前歴は無く、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も見当たらないことから、犯行を行ったと断定するには合理的な疑いが残ると判断し、平成23年の判決は、被告人が、この事件の後、別の女性に対し、報酬の支払いを条件にマンションの階段踊り場にて、その同意を得て手淫をしてもらいながら、報酬を支払わずに逃走したため警察の事情聴取を受けているところ、日頃からそのような行為にしばしば及んでいた旨供述するとともに、被告人の携帯電話中の写真データには、そうした機会に撮影されたと見られるものが相当数存在し、この事件も強姦ではなく、これらと同様の行為だとする被告人の供述をたやすく排斥することができず、合理的な疑いが残ると判断したものです。

さて、両判決では、積極的な回避行動をとらなかった被害者の供述を不自然なものとして指摘されていますが、被害者支援の立場からは、平成21年判決における堀籠幸男裁判官の反対意見や平成23年判決における古田佑紀裁判官の反対意見にあるように、性被害の現実からすれば何ら不自然なものではない、と認識するべきでしょう。古田佑紀裁判官の指摘する「性犯罪に関する研究等においてもしばしば指摘されているところであり、多くの性犯罪を取り扱う職務に従事する者の共通の認識」が、最高裁判所の共通の認識になっていないことが残念です。また、両裁判における被害者供述の不自然さを指摘する部分が一人歩きして、他の事案に不当な影響を及ぼすのではないかと、危惧されるところです。

平成21年5月から裁判員制度が始まり、3年後の今年から同制度の見直しが検討されています。性犯罪と裁判員裁判について、性犯罪に対する刑が重くなった、と評価する声もありますが、裁判員裁判の対象とされている性犯罪は、強姦致死傷、強制わいせつ致死傷、及び強盗強姦の3つの類型でしかなく、従来の量刑が軽すぎただけ、というべきです。

なお、同制度の見直しの議論の中には、被害者のプライバシーが守られないおそれがある、誤った社会通念（強姦神話など）が裁判に持ち込まれることによる二次被害発生のおそれがある、などの理由で裁判員裁判の対象から外すべきだという意見があり、意見を同じくする弁護士も多数いますが、日本弁護士連合会は、平成24年3月15日、起訴の内容に争いがあり、かつ、被告人が希望する事件については、性犯罪を含め、裁判員裁判の対象とするべきとの意見書をまとめています。

被害者支援フォーラム 2011 交通事故～被害者を支える社会～

平成 23 年 10 月 15 日（土）、石川県地場産業振興センター 2 階研修室において、「被害者支援フォーラム 2011 交通事故～被害者を支える社会」を開催いたしました。

第 I 部として、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事で、交通事故の被害者遺族である井上保孝・郁美ご夫妻（千葉県）を講師としてお招きし、「東名高速酒酔いトラック事故で子ども二人を失って、被害者支援について感じたこと」と題した講演をしていただきました。

井上ご夫妻は、平成 11 年 11 月 28 日に、ご家族で箱根に旅行しての帰宅途中の東名高速道路で、飲酒運転の大型トラックに追突され、乗用車を運転していた郁美さんは奇跡的に軽傷で済みましたが、3 歳と 1 歳のお嬢さん 2 人は、炎上した車から逃げ遅れて焼死され、保孝さんも全身大やけどの重傷を負われたのです。

この事故のトラック運転手には、業務上過失致死罪が適用されて、懲役 4 年の判決が確定しました。運転手は、過去 10 数年にわたって飲酒運転の常習者で、当日もサービスエリアで飲酒后、大型トラックを運転して追突・炎上事故を起こしたのです。井上ご夫妻は、業務上過失致死傷罪（法定刑の最高刑が懲役 5 年）、つまり、「過失罪」でしか裁かれない法制度に疑問を持ち、「飲酒・無免許運転の厳罰化を求める運動」を展開され、この運動がきっかけとなって、後の「危険運転致死傷罪」が制定されました。現在も「飲酒ひき逃げ事犯に対して「逃げ得」を許さない関連法案の改正を求める運動」を行っておられます。

井上ご夫妻は、飲酒事故の悲惨さ、家族の苦しみ、理不尽な法制度と運動の経緯等についてご講演されました。

また、第 II 部の「トーク&トーク」では、コーディネーターに武山雅志氏（石川県立看護大学教授・当センター副理事長）、ゲストに井上保孝・郁美ご夫妻、出口勲氏（金沢弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長・弁護士・当センター理事）、宮永裕嗣氏（石川県警察本部交通部交通指導課補佐）に参加していただき、「交通事故～被害者を支える社会」について、討論していただきました。

当日、190 名の参加がありました。参加者からは被害者の方から直接お話を聞いて、改めて被害者・遺族の悲しみの大きさ、気配りの大切さ、被害者支援の重要性、飲酒事故防止の必要性を痛感したなど、多くの意見が寄せられました。



犯罪被害者週間 国民のつどい石川大会

平成23年11月21日(月)、石川県地場産業振興センター大ホールにおいて、平成23年度「犯罪被害者週間 国民のつどい石川大会」が開催されました。石川大会は、「犯罪被害者週間 国民のつどい」の4つの地方大会の内の一つとして内閣府、石川県、石川県警察本部の共催により開催されたもので、当サポートセンターも、後援団体として参加協力しました。

大会では、主催者挨拶の後、愛知交通犯罪死 ZEROの会代表佐藤逸代氏が、「被害者遺族の思い～尊きいのちみつめて～」と題して基調講演されました。

佐藤さんからは、「かけがえのない家族を失ってからの日常生活は、不条理で理不尽なことが重なってくる。こうした痛みを、更に負うことのない状況に向けた理解が深まり、色々なところが横につながっていき、行政施策までに広がっていけば、遺族の苦しみ、被害者の重荷が軽減されるのではないかと思います。」と述べられました。

また、その後のパネルディスカッションでは、コーディネーターに武山雅志氏(石川県立看護大学教授・当センター副理事長)、パネリストに、佐藤逸代氏、西村依子氏(金沢弁護士会犯罪被害者支援委員会委員・弁護士・当センター理事)、森田和代氏(公益社団法人京都犯罪被害者支援センターボランティア相談員・直接支援員)、山本悟氏(石川県警察本部交通部交通指導課交通事故事件捜査統括官)が参加されて、「犯罪被害者にとって必要な支援とは何か」について、討論されました。



秋期全国研修会

平成23年10月1日(土)・2日(日)、東京都において、秋期全国研修会があり参加してきました。全体会では、東北3県のパネリストから、東日本大震災の被災者の安否確認や避難者に対するケア等の活動内容の報告がありました。1日目の分科会では、「電話相談からの面接(性被害者)」に参加しました。分科会では、2名1組のグループに分かれて、各ケース毎に討論し、各グループの代表者が説明しました。まとめで、性被害は犯罪被害であることを被害者にはっきり伝えることや、相談電話を受けた時に電話相談から面接相談につなげるような努力が必要であることの説明がありました。

2日目の分科会では、「性被害の支援の展開」に参加しました。「性犯罪行為」と刑罰法令や支援の流れ、被害直後の対応や支援上の注意点、関係機関の支援等について説明がありました。その後、各班に分かれて、被害者の抱える問題、必要とされる支援、具体的な支援方法等を討論して代表者が発表しました。

2日間の研修の中で、現在電話相談しかしていない私ですが、各分科会で、他県の支援員の方々に教えをいただきながら研修できた事は、大変勉強になりました。(Y・T)

命の大切さを学ぶ教室

この教室は、平成19年から県内の高等学校等を対象に開催してきましたが、本年度からは、中学校も対象として、大学1校、高校4校、中学校3校で開催しました。犯罪や交通事故で、突然かけがえない家族を奪われたご遺族のお話を高校生や中学生等に聞いてもらい、ご遺族の悲しみの大きさと人の命の大切さを学んでもらうことによって、社会全体で、被害者を支える気運を育てていくことを目的として行われました。



表1 「命の大切さを学ぶ教室開催状況」

開催日	開催学校	受講者	講師名（府県名）	備考
23. 6. 2	翠星高校	全学年	一井 彩子（大阪府）	少年事件（遺族）
6. 1	輪島高校	1年生	佐藤 逸代（愛知県）	交通死亡事故（遺族）
9.29	金沢辰巳丘高校	全学年	宮地美貴子（福井県）	〃（〃）
9. 3	津幡高校	全学年	高松由美子（兵庫県）	少年事件（遺族）
10. 8	金沢工業大学	全学年	佐藤 逸代（愛知県）	交通死亡事故（遺族）
24. 1.19	津幡南中学校	1.2年生	〃（〃）	〃（〃）
1. 2	鶴来中学校	1年生	〃（〃）	〃（〃）
2.21	清泉中学校	1年生	宮地美貴子（福井県）	〃（〃）

犯罪被害者週間 ～街頭キャンペーン活動～

犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）に合わせ、石川県・石川県警察本部・各自治体・各警察署等が参加して、加賀地区・能登地区・金沢地区の大型スーパー等で、買い物客に広報誌、ティッシュ等を配付して被害者支援を訴えました。また、加賀地区と金沢地区のキャンペーンには、平成20年8月に金沢市内で発生した金沢市久安殺人事件の被害者のご両親も参加されて、ピラを配付して情報提供を呼び掛けました。



表2 「キャンペーン実施状況」

開催地区	実施日	備考
加賀地区（川北町）	23.11.25（金）16:00	プラント3川北店
能登地区（かほく市）	11.28（月）16:00	イオンかほくショッピングセンター
金沢地区（金沢市）	11.29（火）16:00	アル・プラザ金沢店

東海・北陸ブロック前期研修会

平成23年6月25日（土）～26日（日）、岐阜県じゅうろくプラザで開催されました「東海・北陸ブロック前期研修会」に参加しました。

1日目は、東日本大震災被災者のご冥福をお祈りして黙祷が行われた後に、堀川昌子全国ネットワーク支援活動検討委員会委員長が挨拶をされました。



その後、弁護士白井孝一氏が犯罪被害者に対する法的支援について、臨床心理士蔭山英順氏が直接支援の展開・事例検討についてそれぞれ講義、東海・北陸担当理事の弁護士川上賢正氏がネットワーク中期計画について説明されました。夜は、全員が参加して楽しい懇親会が行われました。

2日目は、各センターの現状と課題についての情報交換会が行われた後、電話相談の実務・事例検討会が行われました。事例検討では、実際の電話相談事例に基づき、

「①緊急性、②相談者は被害者なのか遺族なのか、③事件事故の発生はいつか・内容は、④現在のニーズは、⑤必要な社会資源は、リファーは必要か、⑥今後どのようなニーズが生ずるか」

の6項目について検討を行いました。事例の中には色々と問題のある事例があって、よく相談者の話を聞いて、総合的に検討する必要性を痛感しました。

2日間でしたが経験の少ない私には、他県のみなさんと情報交換や親しく討論できたことが大変勉強になりました。(H・N)

自助グループ「でんでん虫の会」研修会

自助グループ「でんでん虫の会」は、24年1月19日（木）午後、石川県平和町庁舎会議室において、平成17年7月に、当時中学1年生のお嬢さんを交通事故の巻き添え事故で亡くされた、愛知交通犯罪死ZEROの会代表佐藤逸代氏をお招きして、研修会を開催しました。

研修会では、佐藤氏から、「自助グループには色々なご遺族がいらっしゃるし、事故形態や経過年数や家庭環境も違う。また、日が経っても必ず傷つくことがある。1人ひとり、みな違うことを分かった上で、同じ悲しみを共有している場が必要である。そこは、安心・安全な場だから、自分をさらけ出してもいいのだという空間が必要だと思う。また、自助グループに参加したいけれど行けない、一歩を踏み出せない方もいらっしゃいます。参加人員が少なくても定期的開催し、「自分をさらけだせる空間があること」を発信し続ける事が大切である。」と述べられた。

トピックス

石川県内の各自治体における被害者支援の動き

石川県内の各自治体における犯罪被害者支援の動きをご存知でしょうか。

犯罪被害者等基本法の第5条に地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記し、さらに第2章の基本的施策では第11条「相談及び情報の提供等」、第12条「損害賠償の請求についての援助等」、第13条「給付金の支給に係る制度の充実等」、第14条「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条「安全の確保」、第16条「居住の安定」、第17条「雇用の安定」、第18条「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」、第19条「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」、第20条「国民の理解の増進」、第21条「調査研究の推進等」、第22条「民間の団体に対する援助」、第23条「意見の反映及び透明性の確保」それぞれに関して必要な施策を講ずるものとしています。

突然犯罪に巻き込まれ被害を受けたら誰もがショックを受けます。その不安と戸惑いの中、一番身近に相談できるところが各自治体の窓口です。そこで、表3「石川県内の各自治体の犯罪被害者支援窓口」に示すとおり、石川県内の各自治体には犯罪被害者支援の窓口が設置されています。意を決して出かけた窓口で犯罪被害者がさらに傷つくことのないように、窓口職員は適切な対応ができるように日々研鑽を積んでいます。

また、自治体の中には独自に犯罪被害者支援に関する条例を制定する動きも出てきました。具体的には中能登町では従来からあった「中能登町生活安全条例」を一部改正して犯罪被害者に対する見舞金制度を創設しました。また能美市においても「能美市安全で安心なまちづくり条例」を制定し犯罪被害者への支援を行うこととしています。県内のその他の自治体でも同様な動きが広がっています。

犯罪被害に遭うことで被害者は精神的な大きなショックを受けるだけではなく、その生活が一変してしまいます。一家の大黒柱を失った場合などは経済的な問題も大きいのしかかります。それ以外にもさまざまな問題が生じるため、犯罪被害者等基本法では基本的施策として具体的な施策をあげています。相談や情報提供、経済的支援だけにとどまることなく必要な支援が今後充実していくことを期待したいと思います。

表3 「石川県内の各自治体の犯罪被害者支援窓口」

金沢市 市民参画課	かほく市 市民生活課	志賀町 生活安全課
七尾市 環境安全課	白山市 防災安全課	宝達志水町 環境安全課
小松市 あんしん生活課	能美市 環境生活課	中能登町 総務課
輪島市 総務課	野々市市 環境安全課	穴水町 生活環境課
珠洲市 総務課	川北町 総務課	能登町 総務課
加賀市 防災防犯対策室	津幡町 総務課	
羽咋市 総合窓口課	内灘町 総務課	

その他の会議・研修会等状況

項目	会議・研修会等	備考
全国ネット 総会等	全国被害者支援ネットワーク「第1回通常総会」(東京都)	23. 5.26
	第1回東海・北陸ブロック事務局長会議(岐阜県)	23. 6.26
	第2回東海・北陸ブロック事務局長会議(岐阜県)	23.11.13
当センター 総会等	平成23年度「通常理事会」・「通常総会」	23. 5.15
	平成23年度「第2回通常理事会」	24. 3. 3
会議・研修会	「定例会」(活動方針伝達・報告会・情報交換等実施)	毎月開催
	「現任者研修会」(支援活動員に対する講義(部外講師等)、ロールプレイ、事例検討、ビデオ教材等による研修会)	毎月開催
	交通事故遺族による自助グループ「でんでん虫の会」	第3木曜
他県研修会	富山県支援センターとの合同研修会(富山県)	24. 1.21
養成セミナー	入会申込みのあった活動員候補者の養成セミナー	23.11 ~ 12
	(講師=弁護士会・警察本部・臨床心理士等)	8回
他機関研修会	石川被害者等支援連絡協議会主催の会議・講演会 (総会、分科会(相談・性被害・交通・少年)、幹事会)	5回
	石川県主催の市町犯罪被害者等支援担当者研修会	23. 9. 6
	石川県主催のDV対策支援等連絡協議会	23.11. 8
	金沢弁護士会犯罪被害者支援委員会との合同勉強会	23.12.15
	金沢弁護士犯罪被害者支援講演会	24. 3. 2
	矯正教育	金沢刑務所入所者に対する被害者支援講話 湖南学院少年に対する被害者支援講話
広報活動等	「子育て支援メッセージしかわ2011」広報活動	23.10.29
	「石川県警察音楽隊定期演奏会」広報活動	24. 2.19
募金活動	全国一斉募金活動に参加(全国ネット主催)	23.10.
	(被害者支援フォーラム2011、国民の集い石川大会)	~ 23.11

自動販売機・募金箱設置のお願い

当センターでは、犯罪の被害に遭われた方々に対してボランティアで各種相談活動や付添い支援活動、広報啓発活動等を行っていますが、活動を続けるためには資金が必要です。このため、当センターでは、「自動販売機」を設置して、売上金の一部を犯罪被害者支援活動のためにご寄附いただける協力企業の方や、店舗等に当センターの「募金箱」を設置していただける方を求めています。みなさんのご協力をお願いいたします。

[寄附金付自動販売機設置協力企業]

ご協力に感謝いたします

金沢工業大学
株日本美装

株手取フィッシュランド
エクシール城東自動車学校

株サリック
アリス国際学園

賛助会員

募集

石川被害者サポートセンターの活動は、正会員費・賛助会費等によって成り立っています。支援活動員はボランティアですが、支援活動員の養成・研修、広報啓発活動、事務局運営などに経費を必要としています。

この趣旨にご賛同いただける新規会員の入会またはご寄附をお待ち致しております。お問い合わせ・お申し込みは事務局までご連絡下さい。

■ 賛助会費（年額） 【個人】 1口／3,000円 【団体】 1口／30,000円

■ 振込口座 ○ゆうちょ銀行 13130-17807221

□座名義 一般社団法人 石川被害者サポートセンター

○北國銀行 香林坊支店（普通）470482

□座名義 一般社団法人 石川被害者サポートセンター

■ 連絡先 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎2階

一般社団法人 石川被害者サポートセンター

事務局電話 076-226-7831 FAX 076-226-7832

市民公開講座

「犯罪被害者への支援」開催のご案内

入場
無料

平成24年6月7日（木）に金沢市文化ホールにおいて、武蔵野大学・精神科医 小西聖子先生をお招きして、「犯罪被害者への支援」についての公開講座を開催致しますので、皆さま、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

日時 平成24年6月7日（木）午後6時から午後8時の間

場所 金沢市文化ホール 2階大集会室（金沢市高岡町15-1）

講師等 講師 小西 聖子（武蔵野大学・精神科医）

対談者 堀河 昌子（大阪被害者支援アドボカシーセンター代表理事）

司会 武山 雅志（石川県立看護大学教授・当センター副理事長）

主催 第8回日本司法精神医学会大会

お問い合わせ 金沢市石引4丁目3番5号 松原病院

（電話 076-231-4138 FAX 076-221-8889）

◆会場は駐車場はありません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い致します。

◆申込手続き等はありません。どなたでも参加いただけます。